第56号

発 行

黒崎合同法律事務所

北九州市八幡西区黒崎 三-一-七 アースコート黒崎駅前BLDG. 電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856

4 F

◆干支の雑学

●ゴリラもヒトもチンパンジー 猿の豆百

現 L

もシンセキです

分かれし、その後ヒトとチンパンジー、 はゴリラです。1000万年ほど前に枝 ます。▼そしてヒトから3番目に近いの ジーとボノボの2種類ということになり 亜種と考えられていましたが、群れの作 ボノボ。数十年前まではチンパンジーの と考えられていた特徴をいくつも持って を理解したり――。人間だけにみられる ボノボに分かれました。▼実はこのゴリ り方や生態などがあまりに違うため、 によく似ていて、一回り小さな類人猿が かにされています。▼このチンパンジー つまり、ヒトに最も近い生物はチンパン トとの遺伝子距離はチンパンジーと同じ。 任は別種と考えられています。でも、 いることが、近年の霊長類学により明ら ことに特有の文化を持っていたり、言葉 **遠伝子レベルではわずか2~3%の違い** にのは700万年前と考えられていて、 **)**かありません。道具を使ったり、群れ ヒトにもっとも近い生き物といえばチ

謹んで新春のお慶びを します。 運動も始まりました。皆様方に署名運動 ません。法律家として憲法違反の法律を 上がりました。これは今後の希望です。 許すわけにはいきません。 ママの会、学者の会など多くの人が立ち の御協力よろしくお願いいたします。 法律家だけでなく、学生団体シールズ、 法案廃止を求める二〇〇〇万人の署名 安全保障関連法案が成立しました。 皆さんのご健康とご多幸をお祈りいた れども私達はあきらめることはでき

写真:連合通信

弁弁弁弁弁弁 護護護護護 走士士士士

原朝平溝東横田安 事務局員一 光邊部 田隈山口 祥朱博史敦幸匡千 同昌绘久子子雄彦春

よ」と思っているのかもしれませんね。 ン。「おいニンゲン!余り偉そうにするな ▼森の中で物思いにふけるオランウータ

ノパンジーも同じ距離のシンセキです。

もチンパンジーも似たようなもの」とい 置に。つまりゴリラにしてみれば「ヒト とチンパンジーとボノボの3種は同じ位 ラからの遺伝子距離を見てみると、ヒト

つことです。さらに時代をさかのぼり約

-500万年前に分かれたオランウータ ンを中心に据えると、ゴリラもヒトもチ

過失割合 100 対

千春 安部 弁護士



のとおりです。

Aさんから聞いた事故の態様は以下

Aさんは怒っていた。

私は交通事故の被害者なのに被告

突したのものです。 ころが、Bさんは一度も振り向かず衝 おるぞ。』と叫び続けていました。と を振りながら大声で『やめろ。ここに 顔と右手を窓ガラスから乗り出して手 左手でクラクションを鳴らしながら、 いと危険を感じました。そこで、私は が異常であったため、私は気づいてな り返らず、車両の後退スピードと角度 てきました。Bさんは、後ろを全く振 きスペースの位置に入れようと後退し ていた車が発進し、Bさんは、その空 ました。すると空きスペースに駐車し たので私の車両の後方を通過しまし 車場に進入し、 た。そこで、 した。後方確認をすると、Bさんが駐 終え駐車場から車を出そうとしていま 「私はスーパーマーケットで買物を 私は後退を始め、 空きスペースがなかっ 、停止し ر د ۱

に裁判を起こされたのです。」 も言いました。Bさんの一方的な過失 で私には過失はありません。それなの と言い、『ぶつかってからあなたがい てバックしたのですみませんでした。 私に『私が右側のドアミラーのみを見 たことに始めて気がつきました。』と 事故直後Bさんは到着した警察官と 訴状ではBさんは自分が駐車区域に

> はAさんはBさんとの車との衝突を感 突を回避することも容易だったと主張 めには自車を元の駐車区内に戻して衝 してきました。 じたなら、これとの衝突を回避するた 過失があると主張していました。更に 入れようと後退しているにもかかわら Aさんが漫然と自車を後退させた

を信じてAさんはクラクションを鳴ら ない。 Bさんは気がつくであろうこと 窓から上半身を乗り出して手を振り回 回したのである。 ない。どちらかの行動を選択するしか すことをやめなければならない。 んが二つの行動を同時にするこはでき はクラクションを鳴らすことをやめ、 そこで私は以下のとおり反論した。 「自車を元の駐車場内に戻すために 窓から上半身を乗り出し手を振り Aさんに過失は

思っていた。 ものだった。 かったので、 相手からのこれに対する反論は ところが判決は驚くべき 当然私は勝つものだと な

後退を避けるべきで、Aさんにも過失 とか、Bさんの動向が確認できるまで けるために、予め後退駐車をしておく があり八○対二○である。」 の進路を塞ぐ状態になった。これを避 「Aさんは短時間であってもBさん

んの過失をBさんは主張していなかっ そもそも判決に書かれたようなAさ

当事者が主張していないことを判決す た。 反論した。 主義という。私は弁論主義に反してい ることを主張した上で、 ることは禁止されている。これを弁論 全くの不意打ちである。 以下のとおり

裁判では

また、アメリカなど外国では前進駐車 はない。コンビニは前進駐車が多いし、 あるわけではなく、 やすいように前進駐車をしていた。前 い物をして、その荷物の積み込みがし 義務はない。」「Aさんはサンリブで買 で後退を控えるべきというような注意 えて進行した車の動向が確認できるま することができない。一旦停止線を超 えていたのではいつまでたっても出発 してくるかも知れないので、 判決のように、一旦通過した車が後退 くの空き駐車場枠を探す車両がある。 から次へと入ってくる。 は九割の人がしている。」 進駐車はしてはいけないという法律が では、駐車場枠に入ろうとする車が次 「スーパーマーケットなどの駐車 それ自体は過失で 後退を控

ないのかわからない。 間がかかり、書面を書かなければなら 対○と判断し、相手方もこれに応じた。 裁判は疲れる。どうしてこんなに時 控訴審の裁判所は過失割合は一〇〇

で正されたのでよしとしよう。 しかし一審の間違った判決は

貸借契約の保証人

横光 幸雄 弁護士



相談の内容とその後

通知をしてきました。

なってはじめて内容証明書郵便で請求の

保証人になった一四年後の平成二五年に

んに対しては何の連絡もせず、

Aさんが

Bに対しては請求を続けたものの、Aさ

しかし賃貸人であるCは、

賃借人である

成していないとして提訴してきました。 保証人もこれに付従して五年の時効は完 ところがCは、 する旨の通知をCに送付しました。 成しているはずだと答えて、時効を援用 料債権の消滅時効は五年なので時効が完 二一年に最後の支払いをしているので、 私は、Aさんの相談を受けた時に、賃 賃借人であるBが平成

裁判で明らかになったこと

こと、Cは賃貸人として一ヶ月でも滞納 になってもらった当時、 ているのに全く告知しないままであった にさせたこと、その後もBが滞納を続け かる事実をBも、賃貸人であるCもAさ 家賃約三○万円を滞納していたのに、か んに告知しないままAさんを連帯保証人 裁判の中で、BはAさんに連帯保証人 既に四ヶ月分の

に振った事例が頻発していたため、

です。 その理由はCが貸家業をしていたため他 があった場合には直ちに契約を解除でき の賃借人への影響をおそれたこと、など る約定であったのに解除しなかったこと、

Aさん側の主張

なく、 まま連帯保証人にさせられ、それ以降の Bの滞納の事実について何の情報提供も 家賃滞納があったのに何も知らされない に責任をとらされてはたまりません。 た訳ですから、こんな場合にまで無制限 しかし、Aさんとしては、はじめから Cの都合で延々と契約を続けられ

民法改正法案

まで、保証人になったばかりに人生を棒 その旨を通知しなければならない、 者が期限の利益を喪失した時は保証人に ことができる②債権者は保証人の請求が 課すと同時に、債権者に対しても債務者 的な制限はありませんが、民法改正法案 の規定が新設されようとしています。 なければならない③債権者は主たる債務 あった時は債務についての情報を提供し とができたときは保証人は契約を取消す の情報提供義務違反を知りまたは知るこ に財産状況等を保証人に告知する義務を 定め」が必要とされ、情報提供義務につ では賃貸借契約の保証人にも「極度額の いても①保証契約締結時に主たる債務者 保証人の責任について現行法では具体

を怠り、平成一五年に退去した時点で滞

なりました。ところがBは家賃の支払い

納金額は約二○○万円になっていました。

まれてBが賃借する建物の連帯保証人に

Aさんは、平成一一年に知人のBに頼

事案の概要

としたものです。 義務も明確にして公平を図ることを目的 人の責任を制限し、債権者らの情報提供

Aさんの責任の考察

払った一部の債権についてのみ時効中断 さんは保証責任を免れる可能性が高いで との主張も可能と考えられます。 月の賃料ごとに時効が進行するので、支 時効についても、 法理で救済を図る必要があります。また、 である公平、 はありません。そうなると法の一般原則 情報提供義務を尽くしていませんのでA なく、主たる債務者・債権者はいずれも し、他の債権については時効中断しな しょう。しかし、現行法ではかかる規定 一部を支払ったとしても、賃料債権は毎 事例の場合、保証の限度額の制限は 前記の民法改正案に照らすと、 信義誠実、権利濫用などの 主債務者が滞納賃料の Aさん

件の判決を注視したいと思っています。 理を正そうとするものですが、 あったことに改めて痛感させられました。 ません。しかし、 下されなければなりません。Aさんの事 の現実の裁判においても、 民法改正法案はかかる保証人制度の不合 保証人の責任があまりに無規制なもので Aさんの裁判はまだ判決が出されてい 私はこの裁判を通じて 公正な結論が 法改正前

ません ンカはし

敦子 弁護士 東



明したらいいんじゃー!と頭が痛くな ばわかります。小学生にどうやって説 争をしないための法律」と言っていま なってしまった戦争法(安保法)につ に巻き込まれる内容であることは読め を助けるだとか、 るとか、あんなときは戦争している国 した。でも、こんなときは武器が使え と思います。あのときアベ政権は「戦 いて、今年もしつこく書いていきたい 戦争に加担し、戦争

武力ではなく対話で

声を聞きます。そんなときは「いいえ、 本も一緒に戦えるように法律を作った カが中東の国と戦争を始めたときに日 私たちが反対していたのは、そのこと ときの自衛権の行使はできるんです。 法律ができる前でも日本が攻められた 安保法が必要なんでしょう。」という もできないと困りますよね。だから、 ではありません。 今でも「外国が攻撃してきても何 アベ政権は、 アメリ

> けています。 ているんです。」と頑張って説明を続 り、変えたりしたから、これに反対し

か?と思った皆さま、ごめんなさい。

あんなにヒドい形で法律に

正月早々、なんというタイトルなの

で、テロの標的にされることの方が不 欧米諸国の言いなりだ」ということ やん」と言われます。でも、武力やそ 安です。そして、アベ政権のいう抑止 攻められることよりも、「日本なんて、 の抑止力で解決できた紛争はないし、 ていきたいと言えば、「そんなん理想 ません。 力なんて、テロには全く効き目があり 危険が増大しています。私は他国から むしろ、報復や憎しみの連鎖でテロの 人と人とのつながりで、紛争を解決し 武力じゃなくて、粘り強く対話や

強く見せようとして虚勢を張るから、 ませんか?とっても危ないです。必要 かけられて痛い目にあったという人い スになって大事故になった、 る車が来て追いかけたら、カーチェイ ことです。 私が弁護士になってずっと感じている 相手との関係が悪くなる・・・これは、 って事が大きくなってしまう、自分を 売られたケンカを買うから、 運転していて、イラッとす 逆に追い かえ

せん!!_

繰り返す弁護士には同業者としてがっ 以上に当事者を攻撃するような主張を かりです。

戦争法っていったい

ぱり、おかしい!!私は今年も声を大に けにいけ。手伝え。」ですから、 が適用される事態というのは、 はいません。でも、戦争法(安保法) 味方して一緒に戦え!」と教える先生 ケンカをみたら、自分と仲良しの方を がどんな気持ちだったかをお互いに考 先生です。まずは子どもたちそれぞれ して言っていきます。「ケンカはしま えさせる。「殴られたら、殴り返せ! た友だちがいたら様子を聞く。相手方 の話をしっかりと聞く。もし、 「やられている友達がいたら、やっつ ケンカの仲裁のお手本は小学校の まさに



抑制と反動

はなかった。 めるまでの間、

ひと時も失効すること

博久 平山 弁護士



返ってみた。 どのような生活を送っていたかを振り なあ・・・と想い、 僕は佐賀県唐津市で生まれ、 ふと、小さい頃に 高校

野球をしている場面を見た。

先日、

公園で小学生が楽しそうに

懐

かしいなぁ、

僕もやっていた

生まで実家で生活をしていた。 父は妙に (といったら怒られるかも

かった。しかも②の掟は僕が高校を卒 け観てよい、というものであった。 る、②テレビは土曜日及び年末年始だ しれないが)厳しい人で、我が家の絶 ①はともかく、②には全く理由がな 実家を出て福岡市内で生活を始 ①小学生までは夜9時に寝

る。 底観たいと思っていた)、の二つであ ば、 ねるずのみなさんのおかげでした(特 天才たけしの元気がでるテレビ、とん かった。特に、記憶に残っているのは、 に仮面ノリダーは友人の話を通して心 そのため、 小学生の頃の友達との話題といえ その日のあったテレビの話も多 いずれも平日夜に放送していたた 度も見たことがない。 友達のやり取りを聞いて

放送内容がどのようなものであったか

大な計画である たとすれば、 味を持たなくなった。 も、理由なくダメの一点ばり。しかし、 を考えるようにしていた・・ 慣れるもので、テレビについて全く興 テレビを観させて欲しいと懇願する そのような生活が続くと不思議と人は 小学生の頃こそ、 理解できるはずもない。 何度も父に平日も

ごしていたかと言えば、 ではない。 テレビを観ない時間は何をして過 決して、 勉強

画を読む・漫画を描くことであった。 り回すなどと色々やっていたが、最終 的に家の中で一番時間を使ったのは漫 る、山に登る、虫とりをする、 自転車に乗って広い坂道を高速走行す 友人と外で野球・サッカーをする、 蛇を振

れない。 なかったというのが一番の理由かもし なった。振り返れば、 自然と宿題をする、勉強をするように を読み、 に座って・鉛筆を持つことが習慣化さ その結果、 その延長線で、 鉛筆を持って漫画を書き、 自然と、机に座って漫画 中学生の頃には 他にやることが

> 自由を獲得した。 を送っていたが、大学になって、突然、 さて、 高校生までそのような生活

ろな番組を観た。 遅れを取り戻さんと、とにかくいろい 最初はとても戸惑ったが、今までの

多数回。 頃に元のチャンネルに戻すことを失念 えて、そろそろCMが終わるであろう ら寝て、 すること多数回。 そのため、あるチャンネルを見てい て、CMになり次第、 砂嵐の音で起きて、 夜はテレビを観なが チャンネルを変 消すこと

年間続いた。 テレビのリモコンを手にする生活が数 このように、 帰宅したらとりあえず

る。 正に抑制から反動に転じた期間であ

り、 5 僕は、 帰宅するとすぐリモコンに手が伸 未だに、 テレビが好きであ

け継いだ物の考え方のせめぎ合いが終 家ではテレビを点けないようにしてい ていないために、テレビばかり観る父 る目処は立っていない。 18年間の抑制の反動と、 できるだけ 父から受

た父が定めた掟の狙いがその点にあっ 勉強をしなさいと言うことがなかっ とても理不尽、 且つ、 壮 びそうになる。 でよいのだろうかと思い、 しかし、僕が小さい頃にテレビを観



なあ」と、胸がキュンとなります。

わが家の猫



月日は流れ、

もう半年が経とうと

何の情報も得られませんでし

近所の家を訪



朱絵

朝隈

くなりました。 ねて姿を見なかったか聞いたりしまし 近くを探して歩いたり、 たが、何日たっても帰って来ず。

こり帰ってくるだろうと思っていまし

最初は、そのうちひょっ

良猫のヒナちゃんが、

突然帰ってこな

10年以上、

わが家に居ついていた野

は一緒に過ごしたのに 付いていて、「去年の冬 トや羽毛布団を出す しまい込んでいたコー 節になり、押し入れに 課でした。衣替えの季 を分けてあげるのが日 の上に乗せて、 仕事から帰って来て膝 の日は家の中に入れて いっても、寒い日や雨 しています。野良猫と 緒に過ごしていて、 ヒナちゃんの毛が 晚御飯

子です。ヒナちゃんは気の優しいメス らいの小さな子猫のときに天神の路地 盛りの男の子です。まだ片手に乗るく に捨てられていたのを私が拾ってきた ン君は、もうすぐ2歳半の、やんちゃ わが家に残されたもう1匹の猫リ 性格はすごく穏やかで、手を差

まるで、

ただ孫を甘やかすだけの

でいます。

かわいそうやん!」とかばい

ま

叱ると、「もう、そんなに怒りなさん すのです。いたずらをしたときに私が ちの母親は、 く、リン君をまるで孫のように甘やか 何といっても母親の甘やかし過ぎ。 こんなにも躾がなっていないのは、 そろそろ孫が欲しいらし う

ごをひっくり返すわ、 回り、 猫の出来た猫でしたが、 テーブルの上を走り回るわ、 血が騒ぐのか、 ガブ噛みつかれ、 んできます。 し出すと舐めてくれるという、すごく 撫でようと手を差し出すと、 絨毯をぐちゃぐちゃにするわれ 毎晩夜になると夜行性の 興奮して家の中を走り 猫パンチが何発も飛 上ってジャンプ 冷蔵庫の上に リン君は真 洗濯物か

はウー 手でパンチしま 味津々で、 るのですが、これ て来るわの大は して飛び掛かっ みようと、水槽を を入れて触って かして水槽に手 にもリン君は興 パーを飼ってい しゃぎ。わが家で パール なんと 1

> ころも満載な子で、 まいました。だけどやっぱり可愛いと 猫の出来ていない猫に出来上がってし るときは、少しでも近くにいたいらし くし、私がトイレやお風呂に入ってい に気付くと大声を上げて寂しがって鳴 おばあちゃん。その結果、この上なく 入り口でずっと待っています。 側に人がいないの

きるというもの。家にいるときは節電 くわくしながら、GPS選びを楽しん 内で寝ているだけなのか。 することが出来ます。毎日大冒険をし ろんな種類のものがあるようです。こ 電波を発する機械を猫の首輪に取り付 ているのか、それとも案外、 中どこに行っているのかウォッチング れを付ければ迷子対策にもなる上、 モードになる設定が付いていたり、 けて、猫がどこにいるかを常に把握で のがあることを知りました。これは、 と調べた結果、『猫用GPS』なるも す。これじゃあ個人情報ダダ漏れです。 輪をどこかで無くしてきてしまうので が、リン君は外に遊びに行く度に、首 名前と電話番号を書きました。ところ 絡ください」のメッセージとともに、 の裏に、「迷子になったらこちらにご連 なってしまうことがないように、 そこで、何か良い迷子対策がないか リン君はひなちゃんのようにいなく ちょっとわ 家の敷地 V

認めてもらえそうですが、

きます)。

談 相

律

1

関係を決められるのか?

いとされた場合、

弁護士 囯彦

田邊

いと認められるのでしょ で、その子の父親ではな 生物学的には父親ではな についてのDNA鑑定で 結婚後生まれた子供 裁判所

うか? NA鑑定の結果で親子

は、 断することが可能になってお 棒で取り、 大変難しい問題です。 ていない子であること分かれ があるかどうかは正確に判 覚的には、 来るようになっています。 父親と子供の頬の粘膜を綿 親子関係がないことを 費用も10万円程度で出 生物学的に父子関係 自分と血の繋がつ DNA鑑定に回 現在で 感

民法フフ2条の存在

はありません。

最高裁判所の考えは必ずしもそうで

ことが疑わしい場合には嫡出否認の訴 年以内に提起する必要があります。 子供が生まれたことを知った日から1 えを起こすことが認められていますが、 と推定されます。 ら200日後に妻が産んだ子は夫の子 一条の規定により、 夫は、子供である 婚姻成立の日か

ことはできない」としています。 えをもって当該父子関係の存否を争う る場合は)親子関係不存在確認の訴 事情があっても、(生後1年を越えてい 物学上の父の下で順調に成長している かつ、子が、現時点において妻及び生 とが科学的根拠により明らかであり、 生物学上の父子鑑定が認められないこ 安定性を優先させ「夫と子との間に 最高裁判所は子の身分関係の法的

これからも議論が続くと思われます。 わることになります。 DNA鑑定の結果に従い、出生後1年 在であることを認める判決がでていま 以上経過した後でも親子関係が不存 なく、嫡出子の推定は働かない。」とし 日目に出産したので、200日後では 裁判がありましたが、 昨年末に元アイドルグループの〇氏の わずか1日の差で結論が大きく変 立法論を含め、 「婚姻後200

八幡市民会館・八幡図



興と平和への決意のシンボルでもあり

用金庫の村野作品群は、

八幡の戦後復

共にある市民会館・図書館・ひびき信

州市は、

市立新八幡病院の移転・建て

図書館が存続の危機にあります。

北九

ところが、

この八幡市民会館・

替え計画に伴い、

平成27年度末で市

民会館を機能停止し、

平成28年度に

弁護士 溝[史子

八幡市民会館、 Ⅲ倉山を背景に、 昭和30年代、 (広島)、渡辺翁記 村野藤吾氏 八幡図書館 (世界平 緑あふ

八幡図書館の存続問題を考える会」

住環境を守る会」

が、全国では「景

す。

現在、

地元では

「八幡市民会館と

は図書館を解体しようとしているので

す。 名な建築家で、現在重要文化 は、 れる50m道路や平和祈念像と 店)も同氏の手によるもので 念会館(宇部)、高島屋東京 和記念聖堂 4作品のうち3作品 財に指定されている現代建築 村野氏は北九州市ゆかりの著 により設計された建物です。

ます。 ポジウム等の情報は、 是非ご参加下さい の建築」に認定されてい るモダン・ムーブメント を目的とする国際学術組 DOCOMOMO JAPAN 対象とされていますし、 務所HPにて発信して 近代建築の記録と保存 からも「日本におけ 皆様も保存運動に シン 事

F

の近現代建造物緊急重点調査事業の

建物は、保存の必要性から、

文化庁

に取り組んでいます。また、これらの ク」が市民会館・図書館の保存運動 観と住環境を考える全国ネットワー

若手と共に

昨年朝隈弁護士が 入所し遂に若手弁護 十の方がベテラン弁 護士より数的優位を 占めるようになりまし た。しかしベテラン



弁護士 横光 幸雄 弁護士もまだまだ口 頭弁論では若者には負けません。

今年も頑張りますのでよろしくお願い致します。

感動した

71年生きてきて、 これまで様々な法案 の反対の集会やデモ に参加してきました が、今回の弁護士主 催の戦争法反対の集 会とパレード程大勢 の人が集まったのは



弁護士 安部 千春

見たことがありませんでした。感動しました。

交通安全のおばちゃん

昨年から、交通安全のハ タをもって大きな交差点に毎 朝立っています。ドライバー の皆さん、小学生は急に走っ たり、後ろに戻ったりします。 だから、通り過ぎてすぐ後ろ を通らないでください。今年 も弁護士と交通安全のおば ちゃんの両立がんばります。



弁護十 敦子 東

こころの痛み

長田さんが子供 の頃、遊びに行っ ていた時計屋さん は片脚がなかった。 何故片脚をなくして しまったのか聞くと 「戦争さ。」と静か



弁護士 田邊 匡彦

に言った。「痛くないの?」と聞くと「脚は痛くなん かないさ。痛いのはこころだよ。こころが痛い。」 といった。今年は、「こころが痛い。」と言う人が でないでほしい。

共通の願い

昨年は、安保法案が成立 するという歴史の転換の年とな りました。改めて、憲法とは 何か、立憲主義とは何か、国 家とは何かを考えさせられまし た。人の暮らしをより良いもの にすること、世の中から争い ごとをなくすことは皆共通の願 いだと思います。そのために 国民一人一人が何ができるの か、何をすべきなのかを考える 必要があるのかもしれません。



弁護士 平川 博久

九州から外へ

昨年は、友人と五島列島 3泊4日の旅に出、20箇所 以上(!)の教会を巡りまし た。今年は、九州外の美 術館を巡る旅に出たいなあ と目論んでいます。

今年もどうぞよろしくお願 いいたします。



弁護士 溝口 中子



知

心らせ

新年は

一月六日より業務

をはじめます









相談時間を延長しました 相談は事前予約を おねがいします

月曜日午前10時00分~午後8時00分まで 火曜日~金曜日

午前10時00分~午後6時00分まで 土曜日 午前9時30分~午前11時30分まで



=相談予約受付時間=

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から午後5時 までにお電話下さい。

憲法カフェ feat. お菓子作り

若手弁護士で. 憲法カフェと いうイベントを開催しています。 憲法の堅苦しいイメージを取っ 払って、楽しく憲法について語ろ うという会です。私はお菓子作り が趣味ということもあり、先日、 小さなお子さんのいるお母さん達 と一緒にお菓子を作って食べな がら、憲法について語るという試 み、楽しく交流を深めることがで きました。今後もいろんな方法で、 憲法を広めて行きたいです。



弁護士 朝隈 朱絵